**平成２７年度　肺がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

検診実施機関のチェックリストの項目についての取組み状況

市町村からがん検診を受託している医療機関と検診専門機関に対し、検診実施機関用チェックリストを用いて調査を行いました。

肺がん検診は全ての市町村で実施されており、保健センター等で行う集団検診は４１市町村、各医療機関に委託して行う個別検診は２３市町村で行われており、検診実施機関はあまり多くないのが現状です。なお、ここでは複数の市町村が同じ医療機関に委託した場合は重複してカウントされています。

**１　各項目の集計結果**



※実施率＝「はい」と回答した機関数／自市町村委託検診機関数（１０６８機関）







**２　まとめ**

「１　受診者への説明」において、受診者に対し、要精検となった場合の説明を行うことは、精検受診率に大きな影響を与えます。実施率は今年度８７．１％と、昨年度（８２．３％）にくらべ約５％の有意に上昇しました。また、その他の項目についても全て有意に改善していました。精検結果は市町村へ報告する必要があるため、個人情報の取り扱いについては、受診者へ事前に説明することが必要です。各項目が未実施である検診機関への市町村の指導実績は、１～２市と大腸がん検診に比べ少なくなっていました。市町村においては検診の委託契約時に検診機関と市町村の役割を十分に説明し、検診実施機関においても検診システムに組み込んでいく必要があります。

　また、検診を実施するにあたり必要な精度管理については、「Ｘ線読影の精度管理」の項目は年々改善しています。比較読影の項目（２）、（３）の実施率については有意に上昇しており、読影医師の条件を定めた（１）の項目では市町村の指導実施はなく人的体制の整備は困難ではあるものの、市町村及び検診実施機関がともに精度の向上のために改善に取り組んでいることがわかります。

市町村が検診事業の評価をする上で精検受診の把握、また早期発見ができているのか、発見された方が治療に結びついているのかなどは把握すべき情報であり、また検診実施機関としても精検結果を把握することは、自施設の検診精度を確認する機会となるため、精検結果を市町村及び検診実施機関が把握できるシステムを構築していくことは重要です。大阪府では、精検実施機関から市町村と一次検診機関へ精検結果がスムーズに報告される体制を構築するため、平成２６年度に「精密検査依頼書兼結果報告書」を作成し、市町村に示しています。